南房総市規則第２２号

南房総市宿泊税検討委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成２６年南房総市条例第１号）に基づき設置された南房総市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、宿泊税に関する事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

（委員）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験のある者

(2)　旅行業関係事業者を代表する者

(3)　観光関係団体を代表する者

(4)　経済団体を代表する者

(5)　宿泊事業者を代表する者

２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第６条　委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（作業部会）

第７条　委員会は、第２条に規定する所掌事務に関し調査及び研究を行わせるため、作業部会を置くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、市民生活部税務課において処理する。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　第５条第１項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。